

令和7年 第11回農業委員会議事録

令和7年11月25日午前10時00分に第11回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 齊 藤 智 実	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊 勢 村 孝 之
13 番 石 川 富 士 太 郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

7 番 (高橋 央) 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

1 番 (齊藤 智実) 5 番 (西塚 喜行) 10 番 (後藤 一彦) 15 番 (小松 栄作)

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局主査兼係長	富樫 久芳		

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 報第14号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議第42号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第43号 | 非農地証明願について |
| 議第44号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第45号 | 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について |

令和7年 第11回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和7年第11回通常総会を11月25日（火）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。1番齊藤智実委員、5番西塚喜行委員、10番後藤一彦委員、15番小松栄作委員より欠席する旨、7番高橋央委員より遅れる旨の連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は14名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさんおはようございます。今年の秋は秋晴れが続いて秋作業も順調に進んでおりましたが、ここにきて毎日の雨で、みなさん冬支度がちょっと手間取っているかと思えますけれども、体には注意して風邪をひかないような、農作業をしてくださるよう、お願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和7年第11回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、14番笹原光政委員、16番齋藤吉勝委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第14号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

富樫主査。

(事務局 富樫主査)

それでは、報第14号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は22件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人へ貸借するものが4件、条件を変更し同人へ貸借するものが2件、別人への売買が4件、別人への贈与が1件、貸借契約を解約し同人へ売買するものが6件、今後は貸し人が自作するものが4件、農地転用の申請のため解約するものが1件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第14号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、3番沼澤克己委員、11番本間俊悦委員、12番伊勢村孝之委員、13番石川富士太郎委

員の退席を求めます。

(3 番 沼澤委員 退席)

(1 1 番 本間委員 退席)

(1 2 番 伊勢村委員 退席)

(1 3 番 石川委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

富樫主査。

(事務局 富樫主査)

議第 4 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が 2 3 件、賃貸借権の設定が 2 3 件です。

1 1 頁の No. 1 から 1 6 頁の No. 2 3 までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが 1 1 件、労力不足によるものが 2 件、相手方の要望によるものが 4 件、高齢化による経営縮小が 4 件、その他贈与が 2 件です。

1 7 頁 No. 2 4 から 2 3 頁の No. 4 6 までが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが 9 件、労力不足によるものが 4 件、高齢化による経営縮小が 5 件、相手方の要望によるものが 5 件です。

No. 1 から No. 4 6 は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

また、今年 4 月より国より示されております農業関係法令の遵守確認ですが、違反がない旨の申告を受けております。

以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しく申し上げます。

(議 長)

只今、事務局より説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第42号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。3番沼澤克己委員、11番本間俊悦委員、12番伊勢村孝之委員、13番石川富士太郎委員復席願います。

(3番 沼澤委員 復席)

(11番 本間委員 復席)

(12番 伊勢村委員 復席)

(13番 石川委員 復席)

(議 長)

次に議第43号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第4班主任、星川礼子委員の報告・説明を求めます。

(19番 星川礼子委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第43号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第4班主任、星川礼子委員の報告・説明を求めます。

(19番 星川礼子委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第44号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第45号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、2番近藤剛委員の退席を求めます。

(2番 近藤委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

富樫主査。

(事務局 富樫主査)

それでは、議第45号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。議案書34頁の促進計画の総括表をご覧ください。

今回申請のありました促進計画は、賃貸借が9件です。

申請地は農振農用地区域内が59,589㎡です。尾花沢地区の地域計画に含まれている農地が11,602㎡、福原地区の地域計画に含まれている農地が5,746㎡、玉野地区の地域計画に含まれている農地が12,492㎡、常盤地区の地域計画に含まれている農地が29,749㎡です。

対象人数は賃貸借が出し手8名、受け手8名です。

借賃の値幅は下段中央のとおりです。

35頁からは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。

これらの内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条5項の1号から6号までの各号の要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお

願いたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第45号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。2番近藤剛委員復席願います。

(2番 近藤委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和7年第11回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時24分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和7年11月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____